

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

~~(ばい煙濃度の測定等)~~

~~(ばい煙量等の測定等)~~

第二十一条 条例第二十三条第一項の規定によるばい煙濃度の測定は、次に定めるところにより行われなければならない。

第二十一条 条例第二十三条第一項の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

二一 略

二一 略

2 条例第二十三条第一項の規定によるばい煙濃度の測定の結果の記録及びその保存は、前項各号の測定の結果をばい煙濃度測定記録表(様式第二十五)により記録し、その記録を三年間保存することにより行われなければならない。ただし、計量法(平成四年法律第五十一号)第一百七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定の結果について証明する旨を記載した同法第一百十条の二第一項の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、ばい煙濃度測定記録表による記録に代えることができる。

一 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第六第一号の備考に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

二二 略

四 前三号の測定の結果は、ばい煙量等測定記録表(様式第二十五)により記録し、その記録を三年間保存すること。

3 前項本文の規定による測定の結果の記録は、ばい煙濃度測定記録表に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。この場合においては、当該ばい煙排出者は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により記録を行わなければならない。

2 前項第四号の規定による測定の結果の記録は、ばい煙量等測定記録表に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。この場合においては、当該ばい煙排出者は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により記録を行わなければならない。

4 第二項本文の規定による記録の保存は、ばい煙濃度測定記録表に係る電磁的記録により行うことができる。この場合においては、当該ばい煙排出者は、次の各号のいずれかの方法により保存を行わなければならない。

3 第一項第四号の規定による記録の保存は、ばい煙量等測定記録表に係る電磁的記録により行うことができる。この場合においては、当該ばい煙排出者は、次の各号のいずれかの方法により保存を行わなければならない。

一 略

一 略

二 ばい煙濃度測定記録表に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる

二 ばい煙量等測定記録表に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる

画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を当該ばい煙排出者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

5| 略

(水量測定器の設置等)

第七十一条 1及び2 略

3 ~~第二十一条第三項の規定は、前項の規定による測定の結果の記録について準用する。この場合において、同条第三項中「ばい煙濃度測定記録表」とあるのは「地下水揚水量等測定記録表」と、「ばい煙排出者」とあるのは「条例第六十三条に規定する者」と読み替えるものとする。~~

4 ~~第二十一条第四項及び第五項の規定は、第二項の規定による記録の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「ばい煙濃度測定記録表」とあるのは「地下水揚水量等測定記録表」と、同項及び同条第五項中「ばい煙排出者」とあるのは「条例第六十三条に規定する者」と、同項中「前項」とあるのは「第七十一条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。~~

5 以下 略

(規制基準)

第九条 条例第六条第一項の規定による規制基準は、別表第六から別表第八までに掲げるとおりとする。

(硫酸酸化物の規制基準に係る地域の区分及び排出口の高さの補正)

第十条 条例第六条第二項第一号イの規則で定める地域の区分は、別表第六の付表第一に掲げるとおりとする。

2 条例第六条第二項第一号イに規定する排出口の高さの補正は、別表第六の付表第二の算式によるものとする。

新

別表第六 ばい煙の規制基準 (第九条、第十条関係)

一 硫酸酸化物

次の式により算出した硫酸酸化物の量

$$q = K \times 10^3 \frac{H_e}{P}$$

この式において、 q 、 K 及び H_e は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 硫酸酸化物の量 (単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を当該ばい煙排出者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4| 略

(水量測定器の設置等)

第七十一条 1及び2 略

3 ~~第二十一条第二項の規定は、前項の規定による測定の結果の記録について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「ばい煙量等測定記録表」とあるのは「地下水揚水量等測定記録表」と、「ばい煙排出者」とあるのは「条例第六十三条に規定する者」と読み替えるものとする。~~

4 ~~第二十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による記録の保存について準用する。この場合において、第二十一条第三項中「ばい煙量等測定記録表」とあるのは「地下水揚水量等測定記録表」と、同項及び同条第四項中「ばい煙排出者」とあるのは「条例第六十三条に規定する者」と、同項中「前項」とあるのは「第七十一条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。~~

5 以下 略

旧

別表第六 ばい煙の規制基準 (第九条、第十条関係)

一 同上

K 付表第一第一号に掲げる区域にあつては三・〇（昭和四十九年九月三十日以後において、新たに設置されるばい煙発生施設にあつては、一・一七）、同表第二号に掲げる区域にあつては八・七六、同表第三号及び第四号に掲げる区域にあつては九・〇、同表第五号に掲げる区域にあつては三・五（昭和四十九年九月三十日以後において、新たに設置されるばい煙発生施設にあつては、一・七五）、同表第六号に掲げる区域にあつては一七・五

He 付表第二に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

備考

この表のKの値を適用して算出される硫黄酸化物の量は、規格K〇一〇三に定める方法により硫黄酸化物濃度及び規格Z八八〇八に定める方法により排出ガス量を測定し、又は規格K二三〇一、K二五四一一からK二五四一一七まで若しくはM八八一三に定める方法により燃料の硫黄含有率を測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

一以下 略

（相当程度の騒音又は振動に係る基準）

第二十四条 条例第二十五条第一項の規則で定める基準については、別表第七に掲げる騒音の規制基準及び別表第八に掲げる振動の規制基準を準用する。

（作業に伴う騒音に係る基準）

第五十九条 条例第五十二条第一項の規則で定める基準については、別表第七に掲げる騒音の規制基準を準用する。

新

別表第七 騒音の規制基準（第九条、第二十四条、第五十九条関係）

一 一般基準

イ

時間の区分 地域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前八時から 午後七時まで	午前六時から 午前八時まで 午後七時から 午後十時まで	午後十時から 翌日の午前六時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層	四十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル

備考

この表のKの値を適用して算出される硫黄酸化物の量は、規格K〇一〇三に定める方法により硫黄酸化物濃度及び規格Z八八〇八に定める方法により排出ガス量を測定し、又は規格K二三〇一、規格K二五四一又は規格M八八一三に定める方法により燃料の硫黄含有率を測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

一以下 略

旧

別表第七 騒音の規制基準（第九条、第二十四条、第五十九条関係）

一 同上

層住居専用地域			
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	五十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル
工業地域	七十デシベル	六十五デシベル	六十デシベル
工業専用地域	七十五デシベル	七十五デシベル	七十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル

ロ イの表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲五十メートルの区域内における基準は、イの表に掲げるそれぞれの値から五デシベルを減じた値とする。

ハ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ五十メートルの範囲内における基準は、イの表に掲げるそれぞれの値から五デシベルを減じた値とする（ロの適用を受ける区域は除く。）。

備考

- 一 略
- 二 デシベルとは、計量法別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう（別表第二十一第一号及び別表第二十二から別表第二十四までにおいて同じ。）。
- 三 以下 略
- 二 略

備考

- 一 略
- 二 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう（別表第二十一第一号及び別表第二十二から別表第二十四までにおいて同じ。）。
- 三 以下 略
- 二 略